

○川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例施行規則

平成十九年六月二十八日  
規則第四十五号

(趣旨)

第一条 [この規則](#)は、川越市廃棄物処理施設等紛争の予防及び調整条例(平成十九年条例第十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める利害関係を有する者)

第二条 条例第二条第六号の規則で定める利害関係を有する者は、関係地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体とする。

(事業計画書)

第三条 条例第五条第一項の事業計画書(以下「事業計画書」という。)は、[様式第一号](#)によるものとする。

2 事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 廃棄物処理施設の付近の見取図
- 二 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地(以下「事業用地」という。)の配置図
- 三 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- 四 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書(設置者が当該土地の所有権原を有しない場合には、使用权原を有することを証する書類)
- 五 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- 六 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 七 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- 八 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
- 九 設置者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 十 設置者が個人である場合にあっては、住民票の写し

(平二四規則六八・一部改正)

(生活環境保全対策書)

第四条 条例第五条第二項の生活環境保全対策書(以下「生活環境保全対策書」という。)は、次に掲げる項目について、同項に規定する調査の結果並びに生活環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載するものとする。

- 一 大気質
- 二 騒音
- 三 振動
- 四 悪臭
- 五 水質
- 六 地下水
- 七 土壌

2 [前項各号](#)に掲げる項目のうち、当該廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが明らかな項目は、その理由を付したときは、記載をしないことができる。

(関係地域の設定基準)

第五条 条例第六条第一項の規定による関係地域の設定は、[次の各号](#)に掲げる廃棄物処理施設の種類に応じ、[当該各号](#)に定める基準によるものとする。

- 一 焼却施設 おおむね、当該施設内に設置される煙突その他の施設(廃棄物の燃焼に伴う排出ガスを大気中に排出するために設けられた施設をいう。)から排出される次に掲げる大気汚染物質のプルーム式等の大気拡散式から推定される最大着地濃度の出現距離以内の地域
  - イ 二酸化硫黄
  - ロ 二酸化窒素
  - ハ 塩化水素
  - ニ ダイオキシン類
- 二 最終処分場 事業用地の境界線からおおむね三キロメートル以内の地域及び当該施設からの排水が排出される公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)における水流が排水量のおおむね百倍となる地点に至るまでの当該水域の周辺の地域
- 三 [前二号](#)に掲げる施設以外の施設 事業用地の境界線からおおむね三百メートル以内の地域

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、事業用地の周囲の地形、気象、人口、自然環境、交通、土地の利用状況、事業計画書及び生活環境保全対策書の内容等を総合的に勘案し、関係地域を定めることができる。

(告示及び縦覧)

第六条 条例第七条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 廃棄物処理施設の設置等の場所
- 三 廃棄物処理施設の種類
- 四 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- 五 廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 縦覧の場所及び期間
- 七 関係住民が、意見書を提出することができる旨
- 八 意見書の提出期限及び提出方法

2 条例第七条の規定により縦覧を行う場所は、次のとおりとする。

- 一 川越市役所環境部
- 二 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
- 三 [前二号](#)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(周知計画書)

第七条 条例第八条の周知計画書(以下「周知計画書」という。)は、[様式第二号](#)によるものとする。

(説明会)

第八条 設置者は、条例第九条第一項の規定による説明会においては、関係住民に対し、条例第五条第一項の事業計画(以下「事業計画」という。)の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、当該事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

2 設置者は、説明会において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができる旨及び意見書の提出期限を説明しなければならない。

(実施状況報告書)

第九条 条例第十条の報告書は、[様式第三号](#)によるものとする。

2 [前項](#)の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
- 二 説明会以外で周知に使用した書類及び図面
- 三 [前二号](#)に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

(意見書)

第十条 条例第十一条第一項の意見書は、[様式第四号](#)によるものとする。

(見解書)

第十一条 条例第十二条第一項の見解書は、[様式第五号](#)によるものとする。

2 条例第十二条第三項の報告書は、[様式第六号](#)によるものとする。

(事業計画書等の変更の届出)

第十二条 条例第十四条第一項の規定による事業計画書の変更の届出は、事業計画書変更届([様式第七号](#))により行うものとする。

2 条例第十四条第一項の規定による生活環境保全対策書の変更の届出は、生活環境保全対策書変更届([様式第八号](#))により行うものとする。

3 条例第十四条第一項の規定による周知計画書の変更の届出は、周知計画書変更届([様式第九号](#))により行うものとする。

(軽微な変更)

第十三条 条例第十四条第二項に規定する規則で定める変更は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条の二第一項、第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要しない変更に相当するものとする。

(平二三規則二二・一部改正)

(廃止届)

第十四条 条例第十五条第一項の規定による事業計画の廃止の届出は、廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届([様式第十号](#))により行うものとする。

(あっせん)

第十五条 条例第十七条第一項の規定によるあっせんの申請は、あっせん申請書([様式第十一号](#))により行うものとする。

(川越市廃棄物処理施設設置等調整委員会)

第十六条 条例第二十一条第一項に規定する川越市廃棄物処理施設設置等調整委員会(以下「委員会」という。)に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員会は、会長が招集する。

- 5 委員会は、三人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 委員会の庶務は、環境部産業廃棄物指導課において処理する。

(適用除外)

第十七条 条例第二十五条第一号に規定する規則で定めるものは、一定の場所で継続使用する廃棄物処理施設とする。

(その他)

第十八条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 [この規則](#)は、平成十九年七月一日から施行する。
- 2 川越市附属機関の委員の報酬に関する規則(平成六年規則第三十七号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略
- 3 [川越市行政組織規則\(平成十九年規則第三号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二三年三月三十一日規則第二二号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年七月六日規則第六八号)

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

[様式第1号\(第3条関係\)](#)

様式第1号(第3条関係)

廃棄物処理施設設置等事業計画書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第5条第1項の規定により、廃棄物処理施設設置等事業計画書を提出します。

1 廃棄物処理施設の設置等の目的	
2 廃棄物処理施設の設置等の場所	
3 廃棄物処理施設の種類	
4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類	
5 廃棄物処理施設の処理能力	
6 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画	別紙のとおり
7 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	別紙のとおり
8 廃棄物の最終処分場である場合にあっては災害防止のための計画	別紙のとおり
9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可・認可・届出等を必要とする場合にあっては、その種類	
10 廃棄物処理施設を使用して廃棄物の処理以外の処理を行う場合にあっては、その概要	
11 備考	

別紙

(1) 位置(事業用地の地番、面積及び地目)

(2) 処理方式

(3) 構造及び設備

(4) 処理に伴い生じる排ガス、排水の量、騒音等のレベル及び処理方法

(5) 排ガスの性状、排水水質、騒音等のレベル(設計値)

7 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(1) 施設の運転管理方法

(2) 廃棄物の処理工程

(3) 排ガスの性状、排水水質、騒音レベル等の目標値及び確認方法

(4) 廃棄物管理方法

(5) 日常点検、定期点検等の方法

(6) 異常時の措置及び緊急連絡体制

8 最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

(1) 廃棄物の飛散及び流出防止対策

(2) 公共用水域及び地下水の汚染防止対策

(3) 火災発生防止対策

様式第2号(第7条関係)

周知計画書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第8条の規定により、周知計画書を提出します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号		年 月 日付け	第	号
廃棄物処理施設の設置等の場所				
説明会に 関する 事項	開催日時			
	開催場所			
	開催の周知方法			
	関係地域			
	配布する書類又は図面			
その他の周知方法に 関する 事項	周知方法			
	関係地域			
	配布する書類又は図面			

※ 開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

[様式第3号\(第9条関係\)](#)



様式第3号(第9条関係)

周知に関する実施状況報告書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者  
住 所  
氏 名 ㊦  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第10条の規定により、周知に関する実施状況報告書を提出します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号		年 月 日付け	第	号
廃棄物処理施設の設置等の場所				
説明会に 関する 事項	開催日時			
	開催場所			
	関係地域			
	参加人数			
	内容及び意見の集約並びに 今後の対応			
その 他の 周知 方法 に 関 する 事 項	周知の時期			
	周知方法			
	関係地域			
	内容及び意見の集約並びに 今後の対応			

※ 開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

[様式第4号\(第10条関係\)](#)

様式第4号(第10条関係)

意見書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

住 所  
氏 名   
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第11条第1項の規定により、意見を述べます。

<input type="checkbox"/>	設置者に対して、住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号の通知を希望される方は、左欄に○を付してください。
--------------------------	--

対象とする 事業の概要	事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の 氏 名 )	
	廃棄物処理施設の種類の種類	
	廃棄物処理施設の設置等の場所	
意見書提出 者の区分	1 関係地域内に居住する者 2 関係地域内において事業活動を行う者 3 関係地域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体 (団体の名称 )	
生活環境保 全上の見地 からの意見		

[様式第5号\(第11条関係\)](#)

様式第5号(第11条関係)

意見書等に対する見解書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第12条第1項の規定により、意見書等に対する見解書を提出します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
意見書等送付年月日	年 月 日
廃棄物処理施設の設置等の場所	
意見の要旨	
意見に対する見解	

[様式第6号\(第11条関係\)](#)

(提出先)  
川越市長

設置者  
住 所  
氏 名 ㊦  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第12条第3項の規定により、見解書に関する周知報告書を提出します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け	第	号
廃棄物処理施設の設置等の場所			
説明会 の開催 により 周知を 行った 場合	開催日時	年 月 日	
	開催場所		
	関係地域		
	参加人数		
	内容及び意見の集約並びに 今後の対応		
その他 の方法 により 周知を 行った 場合	周知の時期		
	周知方法		
	関係地域		
	内容及び意見の集約並びに 今後の対応		

※ 開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

様式第7号(第12条関係)

事業計画書変更届

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者  
住 所  
氏 名 ㊦  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

事業計画書の内容を変更したいので、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整  
条例第14条第1項の規定により、事業計画書変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号	
廃棄物処理施設の設置等の場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

[様式第8号\(第12条関係\)](#)

様式第8号(第12条関係)

生活環境保全対策書変更届

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

生活環境保全対策書の内容を変更したいので、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第14条第1項の規定により、生活環境保全対策書変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号	
廃棄物処理施設の設置等の場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

[様式第9号\(第12条関係\)](#)

様式第9号(第12条関係)

周知計画書変更届

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者  
住 所  
氏 名 ㊟  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

周知計画書の内容を変更したいので、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整  
条例第14条第1項の規定により、周知計画変更届を提出します。

事業計画書の収受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号	
廃棄物処理施設の設置等の場所		
周知計画書提出年月日	年 月 日	
変更に係る事項	変更前	変更後

[様式第10号\(第14条関係\)](#)

様式第10号(第14条関係)

廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画を廃止したいので、川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第15条第1項の規定により、廃棄物処理施設設置等事業計画廃止届を提出します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
廃棄物処理施設の設置等の場所	
廃棄物処理施設の種類	
事業計画廃止予定年月日	年 月 日

[様式第11号\(第15条関係\)](#)



様式第11号(第15条関係)

あっせん申請書

年 月 日

(提出先)  
川越市長

設置者

住 所

氏 名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例第17条第1項の規定により申請します。

事業計画書の收受年月日 及び文書番号	年 月 日付け 第 号
廃棄物処理施設の設置等の場所	
紛争の相手方の住所及び氏名(法人 にあつては、名称及び代表者の氏 名)	
あっせんを申請する理由	
交渉経過の概要	